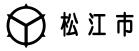
【第8期】

松江市分別収集計画

平成28年7月



【目 次】

1.	計画策定の意義1
2.	基本的方向
3.	計画期間1
4.	対象品目1
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み2
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項3
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分···································
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法7
10.	分別収集を実施する者の関する基本的な事項7
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1. 計画策定の意義

経済の発展に伴い、生活の利便性や物質的な豊かさを手にする反面、廃棄物の排出量増加による環境への負荷の増大や埋立処分場の逼迫など、様々な問題が生じている。

このような問題を解決するためには、「大量生産、大量消費、大量廃棄」に支えられた社会経済・ライフスタイルから脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至る過程で効率的なリサイクル等を推進することにより、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが重要である。

本市においては、平成24年3月に「松江市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、 今後5年間の取り組む施策を明らかにするとともに、市民、事業者、行政が各々の 役割を果たし、「循環型社会」を形成していくものとしている。

また、平成 25 年 6 月には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第 8 条の規定に基づき、「第 7 期松江市分別収集計画」を策定し、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集の取り組みを進めてきたところである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルを推進し環境負荷の軽減を図り、限りある資源の有効利用を促進するとともに、より一層の「循環型社会」の形成を目指すものである。

2. 基本的方向

一般廃棄物処理基本計画に掲げる「みんなの意識が高い循環型のきれいなまち」を目指し、ごみの 4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)を基本方針とし、施策の展開を図るものとする。

3. 計画期間

計画は、平成 29 年 4 月を始期とする 5 年間を計画期間(平成 29 年 4 月~平成 34 年 3 月)とし、3 年ごとに見直す。

4. 対象品目

本計画は、次の容器包装廃棄物を対象とする。

- ▶ スチール製容器
- ▶ アルミ製容器
- ガラス容器(無色、茶色、その他)
- > 飲料用紙製容器
- ▶ 段ボール
- ▶ 紙製容器包装

- ▶ ペットボトル
- ▶ プラスチック製容器包装

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

単位: t

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
容器包装廃棄物	7,552	7,459	7,369	7,354	7,339

容器包装廃棄物の内訳

単位: t

年度 種類	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
主としてスチー ル製の容器	141	140	138	137	135
主としてアルミ 製の容器	391	391	391	391	391
無色のガラス容 器	603	597	592	585	580
茶色のガラス容 器	572	566	561	555	550
その他のガラス 容器	367	377	387	398	408
主として紙製の 容器であって飲料を充てんする ためのもの (原材料として アルミニウムが 利用されている ものを除く)	120	119	118	117	117
主として段ボー ル製の容器	1,133	1,107	1,081	1,081	1,080

年度 種類	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
主として紙製の 容器であって上 記以外のもの	1,326	1,305	1,284	1,279	1,274
主としてポリエ チレンテレフタ レート(PET) 製の容器であっ て、飲料又は醤油 を充てんするた めのもの	482	484	485	485	485
主としてプラス チック製の容器 包装であって上 記以外のもの	2,417	2,373	2,332	2,326	2,319

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政が各々の役割を果たし、相互に協力・連携を図る。

(1) 発生・排出抑制促進の方策

方策	内容
施設見学	川向リサイクルプラザ・西持田リサイクルプラザ等の廃棄物処理施設の見学を随時 受け入れ、実態を体感することで排出抑制・分別の徹底・再資源化・再利用につい ての啓発を図る。
体験学習	川向リサイクルプラザとの連携により、市民が自由に利用できるリサイクル工房「く りんぴーす」で体験学習を実施する。
メディア等によ る情報発信	市民目線で考え、市民目線で情報を伝える手法として、手作り新聞「エコタウンまつえ」を発刊し、市内全戸配布を行う。
イベント開催	身近な環境保全等の活動の取り組みや、環境問題を「環境フェスティバル」などの イベントを通じて市民にわかりやすく伝える。

方策	内容
各種団体との連	「松江市生活環境保全推進員」、「まつえ環境市民会議」等とともに、ごみの排出抑制、分別の徹底、再資源化、再利用についての啓発を行う。
携	スーパーマーケットなどで構成するレジ袋削減推進協議会の協力を経て、ノーレジ袋運動、簡易包装の推進などを積極的に行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

本市での分別収集をするために必要な機材や選別する処理施設等を勘案し、容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分を下表のとおり定める。

分別収集を	する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の種類		
主としてスチール製金		飲食用缶		
	無色のガラス製容器			
主としてガラス製の容器	茶色のガラス製容器	飲食用びん		
	その他のガラス製容器			
のもの	器であって飲料を充てんするため ニウムが利用されているものを除く)	紙パック		
主として段ボール	製の容器	段ボール		
主として紙製の容器	器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装		
	レンテレフタレート(PET)製 饮料又は醤油を充てんするための	ペットボトル		
主としてプラスチ: 外のもの	ック製の容器包装であって上記以	プラスチック製容器包装		

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

単位: t

年度種類	平成 29 年度		平成 30	〇 年度	平成 31 年度		平成 32 年度		平成 33 年度	
主として スチール 製の容器	12	27	126		125		123		12	22
主として アルミ製 の容器	35	54	35	54	354		354		35	54
無色のガ	(含 5 [*]		(合) 51		(合) 5C		(合) 50		(含 49	
ラス容器	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自处理量)
茶色のガラス容器	(合 49 (5)護職) 204		(合) 48 (引度量) 202		(合語 48		(合)(公)(公)(公)(公)(公)(公)(公)(公)(公)(公)(公)(公)(公)		(合47	
その他のガラス容	(合 31 (5)変動	<u> </u> <u> </u>	(合) 32	<u> </u> 	(合語 33	†)	(合)	<u> </u> 	(合 35	<u> </u>
器	305	11	315	11	324	11	334	11	344	11
主として紙 製の容器で あって飲料 を充てんす るためのも の(原材料としてアル ミニウムが利用されて いるものを除く)	28		2	7	27		27		2	7

種類	年度	平成 29	年度	平成 30	O 年度	平成 3	1 年度	平成 32	2 年度	平成 3	3 年度
主と 段ボ・ 製の	ール	1,0	73	1,0	47	1,02	22	1,02	22	1,0	22
主と紙製の	の容	(合		(合)		(合語 33		(合語		(合)	
器でる て上記 外の ³	記以	(引度量)	(独自処理量)	^(引波量) 250	(独自処理量)	(引波圖)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主とし		(含 42		(合) 42		(合語		(合語		(合) 43	
テレフ (下) 製 であて、飲 は醤油 てんす	(PE 製の容 あっ 次料又 由を充	(引波蘭) 380	(独自処理量)	(引波爾)	(独自知理量)	^{⑤波動} 383	(独自処理量)	(引波量) 383	(独自処理量)	⑤滋鲫)	(独自処理量)
めのも	50	(合	<u></u>	(合)	! †)	(合語	†)	(合言	†)	(合	<u></u>
プラ:		1,1	00	1,0	67	1,00	35	1,00		1,0	35
ック! 容器! であ: 上記! のも!	包装 って 以外	(5)波蘭) 1,089	(独自処理量) 11	(5)波蘭) 1,056	(独自処理量) 11	(引護軍) 1,025	(独自処理量)	(引援量) 1,025	(独自処理量)	^(5)接顧) 1,025	(绘自処理量)
	白色	(合)	i t)	(合)	! †)	(合意	+)	(合語	+)	(合)	! †)
	トレ	C)	С)	0		0)
	イ (内 数)	(引波量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引波量)	(独自処理量)	(引波量)	(独自処理量)	(引液量)	(独自処理量)

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

下記の算定式を基本とし、品目それぞれの増減率を基に推計している。

(特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み)=(平成27年度の分別基準適合物の実績)×(増減率)

10. 分別収集を実施する者の関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集をする	容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集•運搬段階
主としてスチール! 主としてアルミ製(飲食用缶	市(委託業者) 拠点随時収集
	無色のガラス製容器		
主としてガラス製の容器	茶色のガラス製容器	飲食用びん	市(委託業者) 拠点随時収集
表00日品	その他のガラス製容器		NO.WINDERSON
	器であって飲料を充てん 京材料としてアルミニウムが利 く)	紙パック	市(委託業者) 計画収集
主として段ボール領	製の容器	段ボール	市(委託業者) 計画収集
主として紙製の容置のもの	器包装であって上記以外	紙製容器包装	市(委託業者) 計画収集
	レンテレフタレート(PE って、飲料又は醤油を充 の	ペットボトル	市(委託業者) 拠点随時収集
主としてプラスチャ	ック製の容器包装であっ	プラスチック製容器包装	市(委託業者) 計画収集

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

	する容器包装 勿の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
主としてスチ・主としてアル		飲食用缶	リサイクルステ ーション(飲食用 缶専用容器)	プレスパッカー 車		
チレ ! アギ	無色のガラス 製容器				西持田リサイ クルプラザ (選別・圧縮・	
主としてガラス製の容器	茶色のガラス 製容器	飲食用びん	リサイクルステ ーション(飲食用 びん専用容器)	平ボディ車	保管)	
66	その他のガラ ス製容器					
飲料を充てん	の容器であって するためのもの Pルミニウムが利用 E除く)	紙パック	切り開き、十文字に紐でしばる	平ボディ車	川向リサイク ルプラザ	
主として段ボ・	ール製の容器	段ボール	十文字に紐でし ばる	平ボディ車	(選別・圧縮・ 保管)	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙製容器包装	半透明のリサイ クル専用指定袋	プレスパッカー 車		
タレート (PE	エチレンテレフ (T) 製の容器で 又は醤油を充て もの	ペットボトル	リサイクルステ ーション (飲食用 ペットボトル専 用容器)	プレスパッカー 車	西持田リサイ クルプラザ (選別・圧縮・ 保管)	
	スチック製の容て上記以外のも	プラスチック製容器包装	半透明のリサイクル専用指定袋	プレスパッカー 車	川向リサイク ルプラザ(選 別・圧縮・保管)	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ▶ 分別状況の把握に努めるとともに、分別指導の徹底を行い、容器包装廃棄物の分別収集を円滑にかつ効率的に行っていく。
- 松江市生活環境保全推進員や各地域を対象に、環境保全等に関する研修会を開催し、 住民自らが地域住民の指導、啓発、育成ができる体制づくりの確保及び拡充を図る。
- ➤ ごみ処理施設の見学を随時受け入れ、ごみ処理に係る実態を体感しながらの啓発活動を展開する。